

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年8月2日より当座勘定、普通預金、無利息型普通預金、総合口座取引の各規定に「暴力団排除条項」を導入しております。

これに加えて平成24年4月2日（月）より定期預金規定等に「暴力団排除条項」を導入することといたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 平成24年4月2日（月）より「暴力団排除条項」を導入する取引

- 定期預金
- 定期積金
- 貯蓄預金
- 通知預金
- 納税準備預金

※ 既に、平成22年8月2日から「暴力団排除条項」を導入している取引

- 当座勘定
- 普通預金
- 無利息型普通預金
- 総合口座取引

2. 「暴力団排除条項」について

お客様が次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、取引を停止、または解約することができる旨を定めた条項です。

- (1) お客様が取引の申込時にした「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他これらに準ずる者
- (3) お客様が自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - その他これらに準ずる行為

3. 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」について

お客様が上記2. 記載の(2)に現在及び将来にわたって該当しないこと、もしくは、上記2. 記載の(3)に該当する行為を行わないことを表明し確約していただくことです。

なお、本表明・確約に同意いただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

4. 当組合は反社会的勢力との関係遮断のため取組みを積極的に推進してまいりますので、お客様におかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上